

大船渡地区津波復興拠点整備事業 エリアマネジメントワーキンググループ 第1回資料

目 次

1. 津波復興拠点整備事業ワーキンググループの目的と構成	1
1) ワーキンググループ設置の目的	
2) ワーキンググループの構成	
3) ワーキンググループのメンバー	
2. 検討の進め方	3
1) ワーキングの検討目標	
2) ワーキングの検討スケジュール	
3) ワーキングの検討の進め方と検討の視点	
3. 検討の前提条件	5
1) 一団地の施設としての機能維持にかかる事項	
2) 津波復興拠点整備事業の要件にかかる事項	
3) 大船渡地区独自の事項	
4) 商業業務機能の再生や維持・発展に向けた課題	
4. 協議事項	6
1) 津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の配置について	
2) 津波復興拠点区域内の道路等の配置方針について	
3) 大船渡駅周辺地区のランドデザインについて	
5. 行政施設ワーキング、商業業務ワーキングでの検討について	15
1) 行政施設ワーキングの検討について	
2) 商業業務ワーキングの検討について	

平成 25 年 4 月 17 日

大船渡地区津波復興拠点整備事業
エリアマネジメントワーキンググループ

1. 津波復興拠点整備事業ワーキンググループの目的と構成

1) ワーキンググループ設置の目的

大船渡駅周辺地区では、以下の目的のために、津波復興拠点の実現を目指して、検討を進めてまいります。

＜大船渡地区津波復興拠点整備の目的＞

先行整備により商業・業務の復興と市全体の復興を「けん引」する

- ・被災した中心市街地の商業業務の早期の本格的な「営業再開」
- ・交流人口を呼び込み賑わいを創出する「観光拠点」
- ・大船渡の玄関口としての「まちの顔」
- ・新たな雇用と交流の「創造」
- ・生活の利便性と楽しみの「提供」

災害時の都市機能を維持する「防災活動拠点」を整備する

- ・再度の大津波によって浸水が想定される地域の「一次避難場所」
- ・発災時の応急救護や一定期間の避難者の収容やケアを行う「避難所」
- ・災害の教訓を伝え、防災力を高める「学びの場」

「大船渡地区津波復興拠点整備事業ワーキンググループ」は、上記の目的を達成するための具体的検討を行うことを目的に発足することとなりました。

本ワーキンググループは、大船渡地区津波復興拠点事業の実施にあたり、拠点全体の整備計画とエリアマネジメント、行政施設の整備、商業業務施設の整備内容等を具体的に検討するワーキンググループであり、津波復興拠点整備事業の実現化を図ることを目的としています。

2) ワーキンググループの構成

ワーキンググループは、以下の3つの組織で構成いたします。

① エリアマネジメントワーキンググループ

- ・津波復興拠点区域全体の整備方針等を検討いたします。
- ・行政施設ワーキンググループ、商業業務施設ワーキンググループの検討した案について、津波復興拠点全体の視点から審議し、調整を行うとともに、津波復興拠点整備事業ワーキンググループ全体のとりまとめを行います。
- ・事業の実現に向けて必要となる庁内調整やワーキングとしての最終的な意思決定を行います。

＜ワーキンググループのメンバー＞

- ・庁内調整、ワーキングとしての意思決定の観点から、庁内関係部署、商工会議所、学識経験者等で構成します。なお、必要に応じて随時、追加等可能といたします。

② 行政施設ワーキンググループ

- ・津波復興拠点の津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設に導入する公共公益機能について検討いたします。
- ・津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の設計に向け、導入する機能や規模、管理運営方法、担当部署間での役割分担などを決定いたします。

＜ワーキンググループのメンバー＞

- ・防災機能、行政機能、交流機能、福祉機能等を設置する観点から、庁内関係課、消防署

や消防団等の防災関連機関、地域活動、福祉、次世代等の組織、学識経験者等からの選出により構成します。なお、必要に応じて随時、追加等可能といたします。

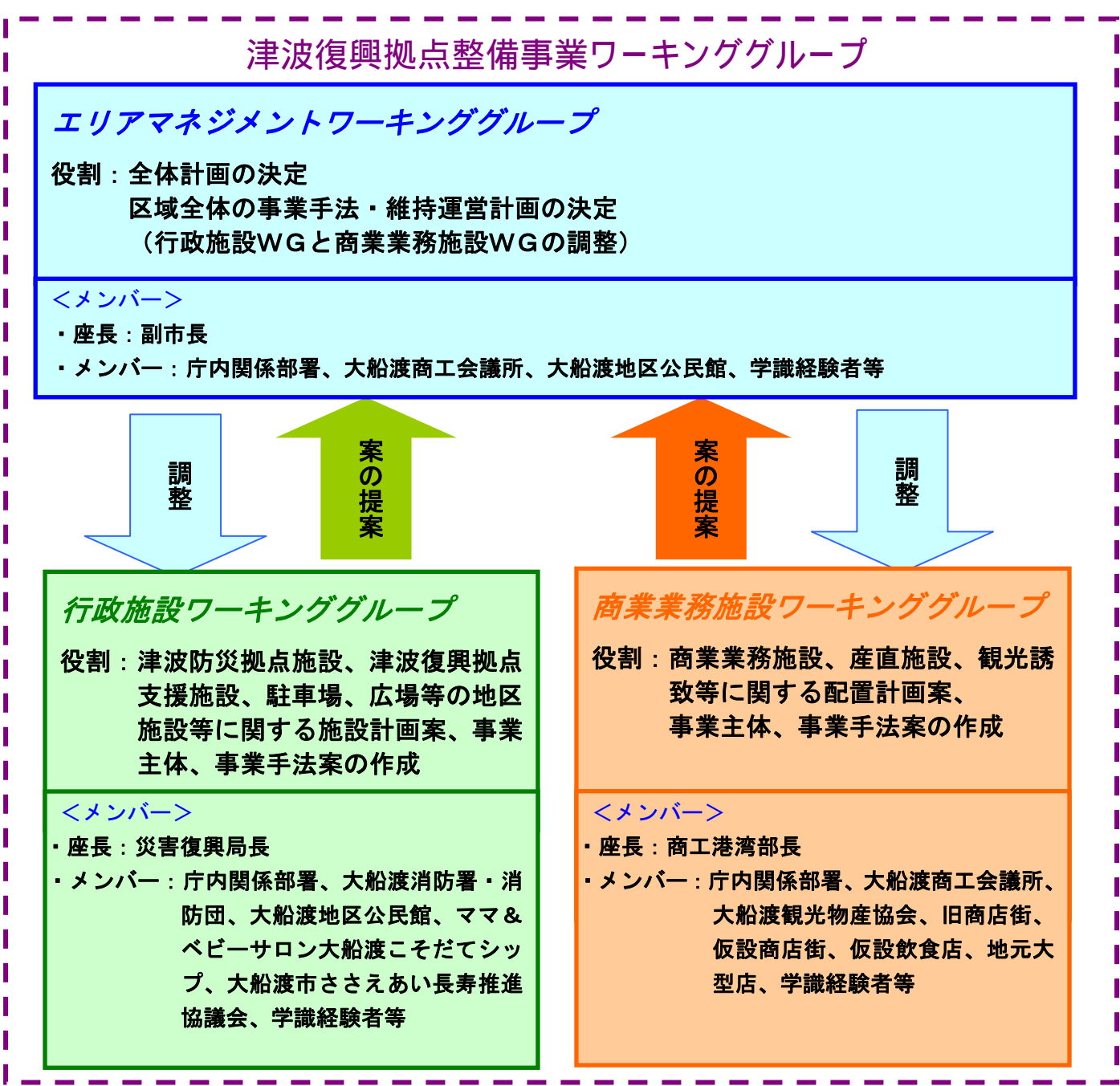
③ 商業業務施設ワーキンググループ

- ・津波復興拠点の特定業務施設となる、民間商業業務施設について検討いたします。
- ・津波復興拠点でめざす商業業務機能の配置や規模、整備手法、事業主体、資金計画など、事業の実現に向けた具体的な検討を行います。

＜ワーキンググループのメンバー＞

- ・商業や観光の振興、事業の実施や継続性の観点から、商業・観光、経済の庁内関係課、商工会議所、観光物産協会、中小企業基盤整備機構、学識経験者等のほか、大船渡駅周辺地区の民間事業者からの選出により構成します。なお、必要に応じて、随時、追加等可能といたします。

ワーキンググループの構成



3) ワーキンググループのメンバー

ワーキンググループのメンバーを、以下のように選定いたします。

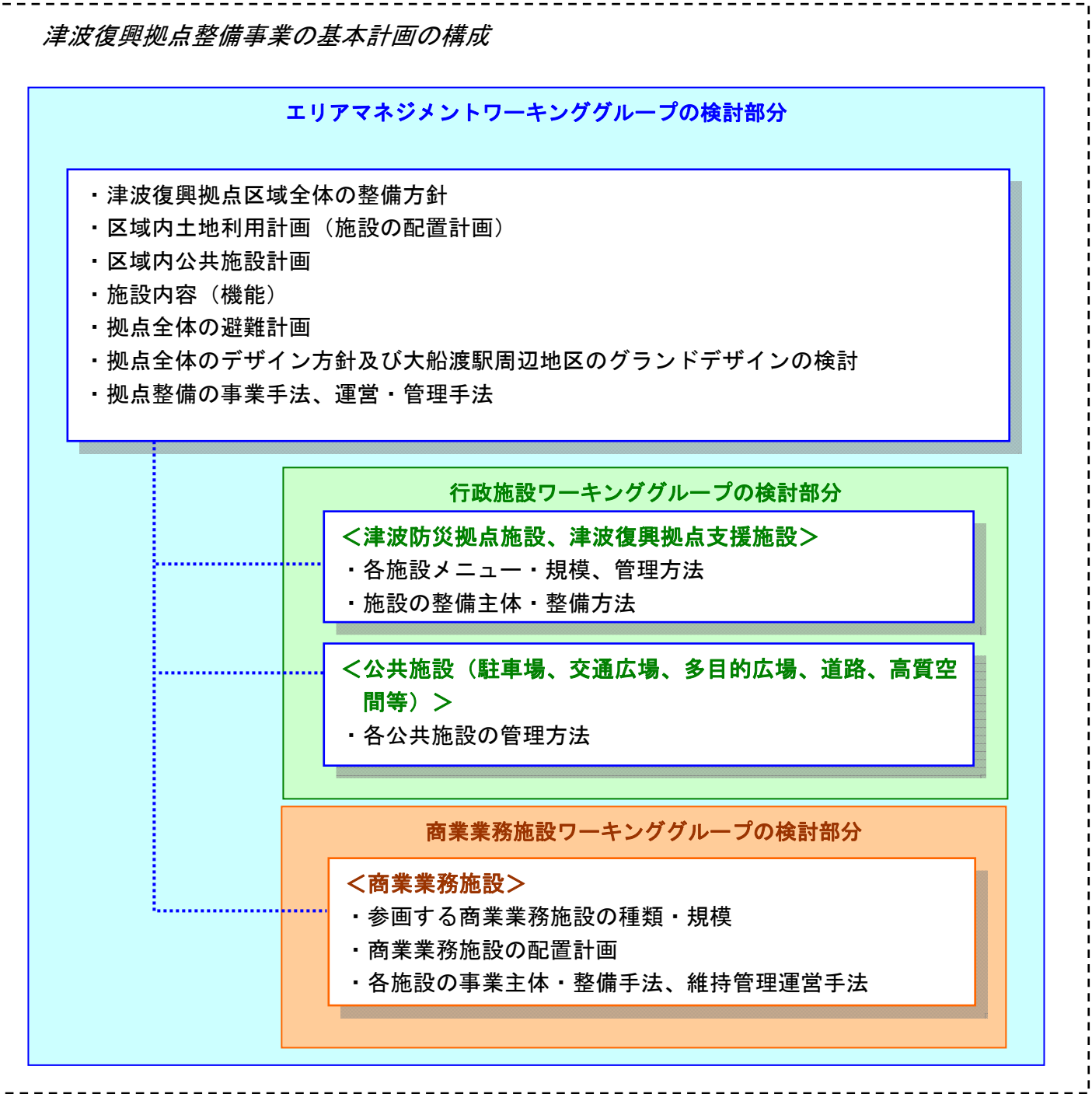
エリアマネジメントワーキンググループ			行政施設ワーキンググループ			商業業務施設ワーキンググループ					
所 属	役 職	氏 名	所 属	役 職	氏 名	所 属	役 職	氏 名			
■委員			■委員			■委員					
●大船渡市	副市長	角 田 陽 介	●災害復興局	局長	佐 藤 高 廣	●商工港湾部	部長	松 渕 知			
災害復興局	局長	佐 藤 高 廣	土地利用課	課長	木 下 徹	商業観光課	課長	鈴 木 弘			
企画政策部	部長	寺 澤 英 樹	企画調整課	課長	志 田 努	土地利用課	課長	木 下 徹			
総務部	部長	金 野 博 史	防災管理室	次長	鈴 木 昭 浩	港湾経済課	課長	金 野 敏 夫			
生活福祉部	部長	橋 本 敏 行	地域福祉課	課長	今 野 芳 彦	大船渡商工会議所	産業振興課長	小 原 勝 午			
商工港湾部	部長	松 渕 知	保健介護センター	所長	熊 澤 正 彦	大船渡観光物産協会	事務局長	新 沼 秀 人			
大船渡商工会議所	事務局長	新 沼 邦 夫	大船渡消防署	署長	上 村 弥	独立行政法人中小企業基盤整備機構	震災復興支援アドバイザー	久 場 清 弘			
大船渡地区公民館	館長	鈴 木 佑 典	大船渡消防団	第2分団長	志 田 寿		震災緊急復興事業推進本部参事	長 坂 泰 之			
社会福祉法人大船渡保育園	理事長	富 澤 基 子	大船渡地区公民館	館長	鈴 木 佑 典	一般社団法人東日本未来都市研究会	まちづくり専門家	西 郷 真理子			
岩手県飲食業生活衛生同業組合大船渡支部	事務	新 沼 梢	ママ＆ベビーサロン大船渡こそだてシップ	代表	伊 藤 怜 子		まちづくり専門家	松 山 知 樹			
国立大学法人 弘前大学	教育学部副学部長	北 原 啓 司	大船渡市ささえあい長寿推進協議会	委員	金 野 寿 江	国立大学法人 弘前大学	教育学部副学部長	北 原 啓 司			
NPO 法人地域交流センター	理事	中 橋 徹 也	一般社団法人東日本未来都市研究会	コーディネーター	矢 野 信 吾	大船渡大通り商店街	旧商店街	八 木 正 成			
独立行政法人中小企業基盤整備機構	震災復興支援アドバイザー	久 場 清 弘	太陽エネルギーデザイン研究会	事務局長	貝 守 健 司		旧商店街	佐 藤 勝 也			
一般社団法人東日本未来都市研究会	プロジェクトマネージャー	植 村 公 一					旧商店街	岩 沼 利 英			
						大船渡南町一番丁商店街	旧商店街	浅 沼 彰			
						おおふなと夢商店街	仮設商店街代表	伊 東 修			
						株式会社 マイヤ	地元大型店代表	金 野 栄 一			
						復興おおふなとプレハブ横丁	仮設飲食店代表	新 沼 崇 久			
						岩手県飲食業生活衛生同業組合大船渡支部	会計	諸 岡 悠 子			
						■事務局			■事務局		
			大船渡駅周辺整備室	次長	木 下 徹	大船渡駅周辺整備室	主幹	今 野 勝 則 海 山 忠 新 沼 晶 彦	大船渡駅周辺整備室	主幹	今 野 勝 則 海 山 忠 新 沼 晶 彦
主幹	今 野 勝 則 海 山 忠 新 沼 晶 彦	係長・係員		清 水 尚 成 佐々木 大 輔 藤 原 秀 樹 三 浦 寛 基 佐 藤 大 基	係長・係員		清 水 尚 成 佐々木 大 輔 藤 原 秀 樹 伊 勢 徳 雄 佐 藤 大 基				
独立行政法人 都市再生機構			独立行政法人 都市再生機構			独立行政法人 都市再生機構					
パシフィックコンサルタンツ株式会社			パシフィックコンサルタンツ株式会社			パシフィックコンサルタンツ株式会社					

●：座長

2. 検討の進め方

1) ワーキングの検討目標

- ・ ワーキンググループでは、平成25年8月に「津波復興拠点整備事業 基本計画」を策定することを目標に、検討を進めます。
- ・ 「津波復興拠点整備事業 基本計画」の構成内容は、以下のように想定しております。



2) ワーキングの検討スケジュール

- ・ 各ワーキングとも概ね4つの検討ステップを経て、基本計画をまとめます。
- ・ 行政施設ワーキンググループ、商業業務施設ワーキンググループでまとめた提案は、エリアマネジメントワーキンググループで審議し、津波復興拠点全体としての整合性や事業の実現性等についての調整や検討を経て、基本計画の内容として決定いたします。

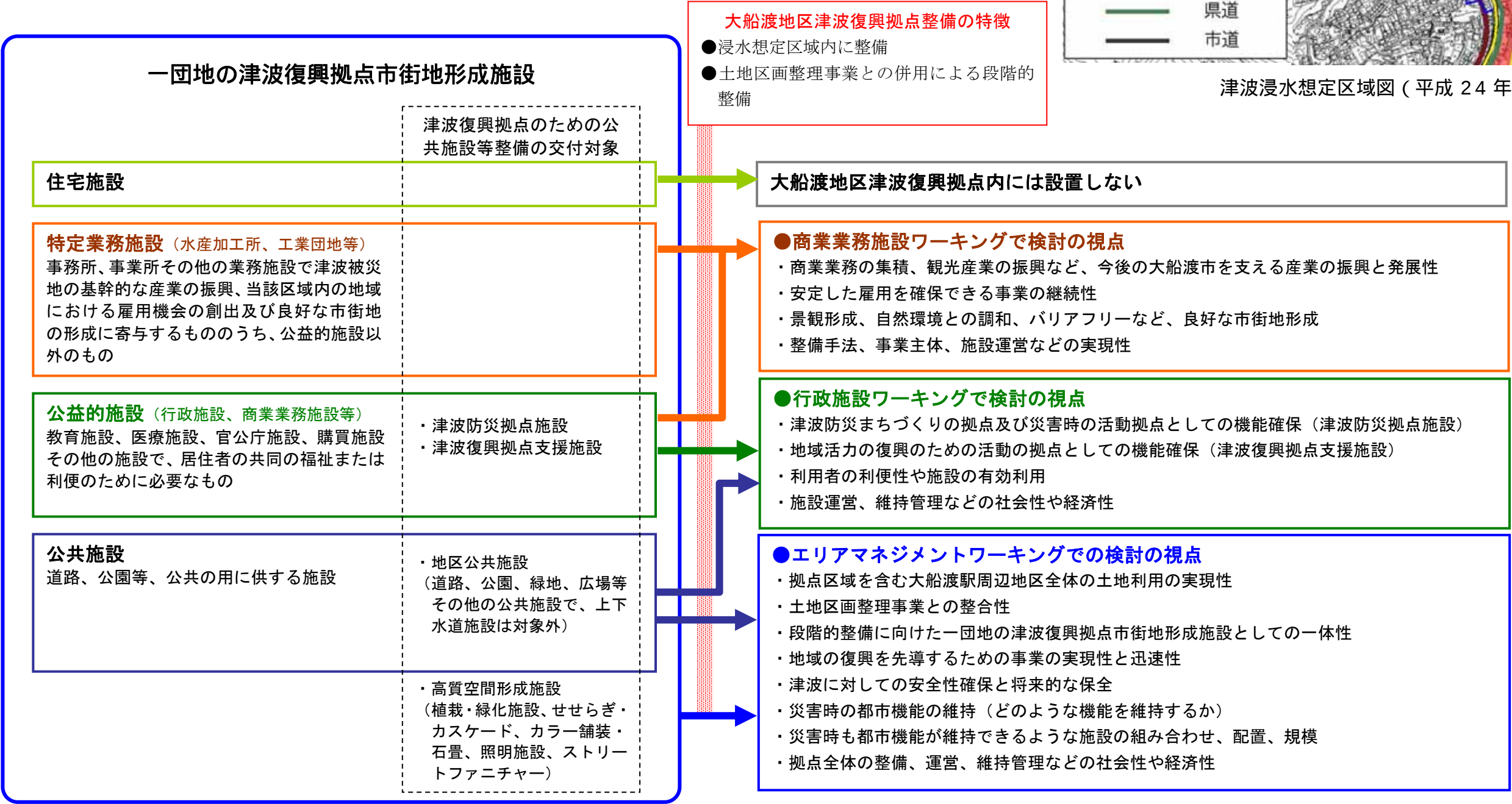
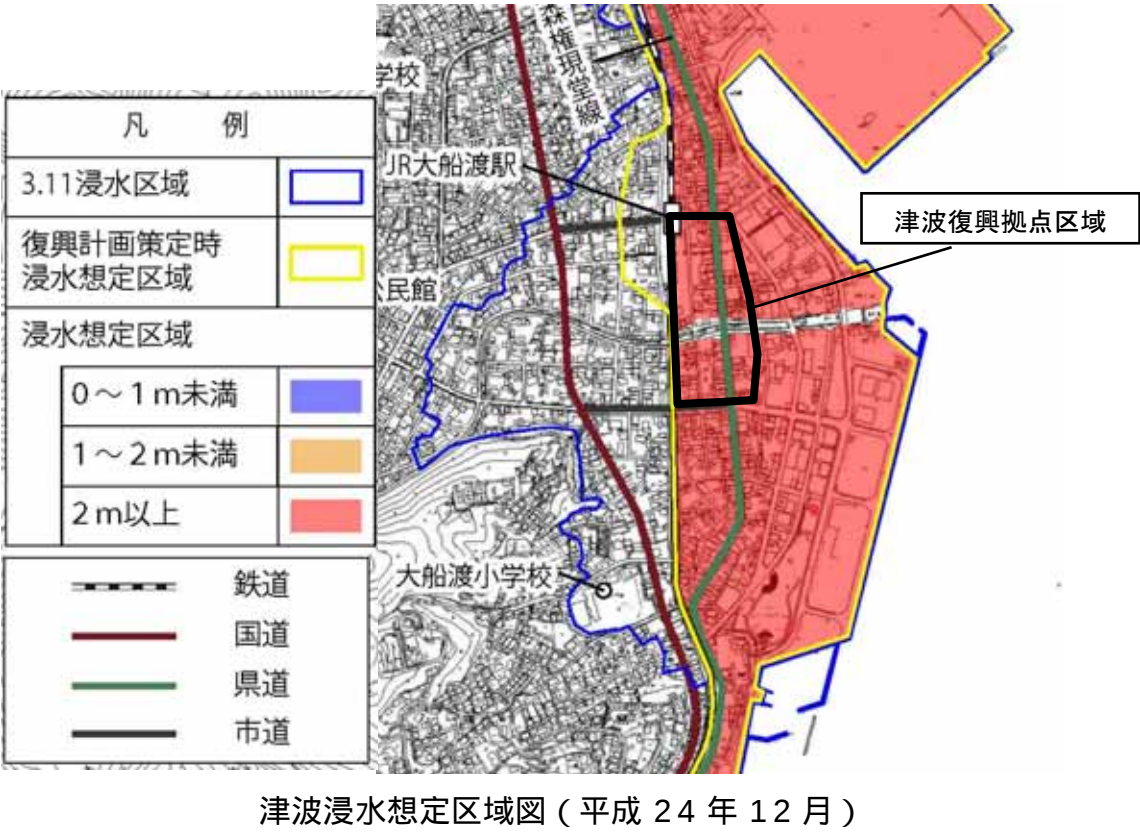
検討のスケジュールと検討内容

	時期	エリアマネジメントワーキンググループ	
		行政施設ワーキンググループ	商業業務施設ワーキンググループ
第1ステップ	平成25年4月17日	・ WGの進め方、WG全体の考え方等の確認 ・ 津波復興拠点整備への提案等の取扱い ・ 大船渡地区の土地利用計画について ・ 大船渡駅周辺地区のグランドデザインについて	
	平成25年4月26日 30日	・ 津波復興拠点に提案された施設メニューの担当部署について ・ 提案された施設メニュー以外の必要施設について	・ 津波復興拠点に提案された施設メニューの民間区分について ・ 民間施設、必要施設及び規模に関する事業者の意向について
第2ステップ	平成25年5月頃	・ 担当部署の提案による導入施設、規模について	・ 必要施設の区域内配置計画について
		・ 津波復興拠点区域の整備方針について ・ 津波復興拠点区域の土地利用と公共施設について ・ 大船渡駅周辺地区のグランドデザインの方向性について	
第3ステップ	平成25年6月頃	・ 津波防災拠点施設及び津波復興拠点支援施設の建築計画、事業手法、事業主体について ・ 広場等公共施設の概要と整備手法、事業主体について	・ 施設の配置計画について ・ 施設の事業主体・整備手法、維持管理運営手法について
		・ 津波復興拠点区域全体の避難計画について ・ 津波復興拠点全体のデザイン方針について ・ 大船渡駅周辺地区のグランドデザイン方針について	
第4ステップ	平成25年7月中旬	・ 津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の基本計画のとりまとめについて	・ 商業業務施設の基本計画のとりまとめについて
	平成25年8月頃	・ 拠点全体の整備手法・主体、維持管理運営手法について	

3) ワーキングの検討の進め方と検討の視点

- 各ワーキングでは、検討に必要なデータ収集や利用者・事業者の意向把握なども行いながら、協議を実施するものいたします。
- 各ワーキンググループの検討対象となる構成施設は、以下のようになります。
- 津波復興拠点整備事業の趣旨や都市計画運用指針、東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（国土交通省）、大船渡市における拠点整備の特徴に照らし、検討の視点を以下のように設定いたします。
- これまでに大船渡地区津波復興拠点整備に向けて寄せられた提言書、要望書は、以下のとおりです。
 - ①大船渡地区津波復興拠点 整備に向けての提言書（平成 25 年 1 月 16 日 大船渡地区津波復興拠点整備事業まちづくりワーキングチーム）※以下、ワーキング提言書
 - ②要望書（平成 24 年 12 月 大船渡商工会議所 震災後の新しい商店街を考える委員会）※以下、商工会議所要望書
 - ③提言書（平成 24 年 12 月 27 日 大船渡市議会）※以下、市議会提言書

本ワーキングでは、これらの提言内容に基づき、前述の視点から総合的な検討を行い、実現性のある拠点整備の基本計画を作成するものいたします。



3. 検討の前提条件

1) 一団地の施設としての機能維持にかかる事項

- 「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定
 - ・津波が発生した場合でも都市機能を維持するため、区域内の各施設を一団の施設としてとらえ、都市機能が確保できる適切な区域、各施設の組み合わせや配置、建築物の高さや規模などを都市計画で決定

2) 津波復興拠点整備事業の要件にかかる事項

- 津波復興拠点整備事業の要件
 - ・平成 27 年度までに着手する事業に限り適用
 - ・区域内の土地は事業主体（市）が全面買収
 - ・区域内の土地をかさ上げする場合は、土地の無秩序な改変を、地区計画で保全
- ＜交付対象事業＞

 - ・津波復興拠点整備計画策定支援（計画作成費、コーディネート費）
 - ・津波復興拠点のための公共施設等整備（測量試験費、実施設計費、工事費）
 - ・津波復興拠点のための用地取得造成（測量試験費、実施設計費、用地費、補償費、造成費）

3) 大船渡地区独自の事項

- 大船渡地区における前提条件
 - ・JR 線から海側は災害危険区域に指定するため、住宅や社会福祉施設等の建築は禁止
 - ・JR 大船渡駅周辺土地区画整理事業と併用するため、段階的に整備を拡大して実施
 - ・拡大する区域は、土地区画整理事業の仮換地を指定のスケジュールに鑑み、平成 25 年度末頃までに位置や規模を確定

＜段階的な拠点整備＞

■第一段階

- ・先行整備区域を設定し、土地区画整理事業区域から除外
- ・先行整備区域の用地買収、造成
- ・造成工事後、建築が可能

第二段階①：土地区画整理事業で集約換地

第二段階②：土地売却意向に応じて区域を拡大して集約換地

※拡大する区域は、現時点では未定となっております。
ただし、土地の売却意向や今後の検討によって決定いたします。

- 商業業務機能の維持に向けた前提条件
 - ・拠点区域内の土地は、当面の間は市有地といたします。

4) 商業業務機能の再生や維持・発展に向けた課題

- ・津波復興拠点の商業業務機能の再生や維持・発展に向けて、課題となる事項は以下のとおりとなります。

- ＜商業業務機能の再生や維持・発展に向けた課題＞

 - ・被災事業所の早期再建を後押しするための、土地の賃貸・分譲のルールは維持管理方法について検討が必要
 - ・商業業務機能の発展に向け、土地の賃貸・分譲について、公平性、機会均等性に留意したルールの検討が必要
 - ・将来にわたって商業業務機能を維持発展させるため、土地活用、施設の設計・管理等について賃貸・分譲上の条件付与の検討が必要

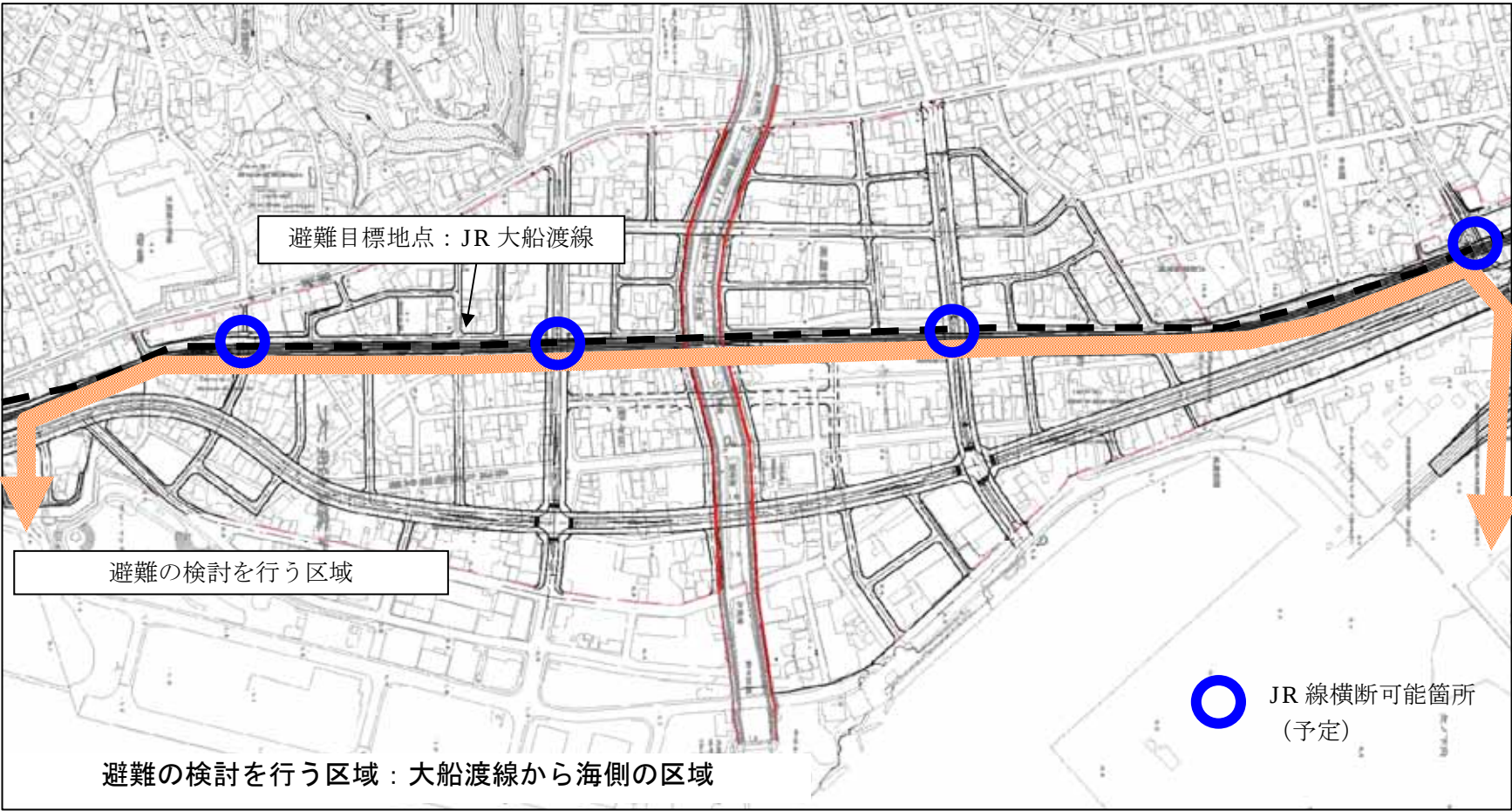
4. 協議事項

1) 津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の配置について

災害時の防災活動拠点としての機能を果たす観点から、津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の配置について検討いたします。

①大船渡地区の避難の考え方

- ・ JR 線から山側は、今次津波と同規模の津波に対して、浸水が想定されない区域になるよう、土地区画整理事業によって整備することから、JR 大船渡線を避難目標地点といたします。
- ・ 避難方法は、原則として徒歩といたします。
- ・ 津波の危険のない場所（JR 大船渡線から山側）や避難場所からの避難誘致距離は、東日本大震災をふまえて岩手県が検討した 300mを採用いたします。



注：土地区画整理区域内の都市計画道路以外の道路の配置はイメージであり、今後の協議等により決定いたします。

参考：避難路等の考え方

岩手県県土整備部都市計画課「復興まちづくり／土地利用の考え方について(素案)」より 平成23年8月9日 岩手県都市計画課

浸水想定エリア内では、地震発生から津波襲来までの間に全ての人が徒歩で避難することができる避難施設等（高台公園、避難ビル、避難タワー等）を配置する。

①避難施設等の高さは、高齢者の階段昇降を想定し、4階建屋上程度で高さ12mを限度とする。

（スロープの場合についても、歩行距離が長くなることから負荷は同様と考える。）

②避難施設等は、避難者の安全を確実なものとするため、津波シミュレーションの浸水深が概ね10mを超えるエリアには原則設置しない。

（臨海部の防浪ビルなどは例外）

③誘致距離は、避難時の最悪の条件を想定し、津波の来襲方向を背に概ね300mとする。

※誘致距離の根拠

誘致距離を概ね300mとする根拠は、地震発生の時間帯、津波到達時間、歩行速度等を最悪の条件で仮定し以下のとおりとして算出した。

a) 発生時間帯…冬季で積雪・降雪のある深夜

b) 避難時間…15分（津波到達時間：想定宮城県沖地震20分、東日本大震災津波 約30分 → 地震発生から避難開始までのタイムラグを考慮）

c) 歩行速度…0.5m/秒（高齢者 1.3m/秒、車いす障がい者 0.91m/秒※→夜間、積雪を考慮）

d) 避難高低差…12m（4階建屋上程度、高台公園等）

e) 昇降速度…0.1 m/秒（高齢者の階段昇降速度 0.21m/秒※→夜間、積雪を考慮）

f) 誘致距離… $[15分 - (12m \div 0.1m/秒 = 2分)] \times 0.5m/秒 = 390m \approx 300m$

（参考：「津波避難ビル等に係るガイドライン」平成17年6月内閣府政策統括官）

スロープ

階段→

避難高さ 12m

避難距離 300m

津波の方向

避難場所

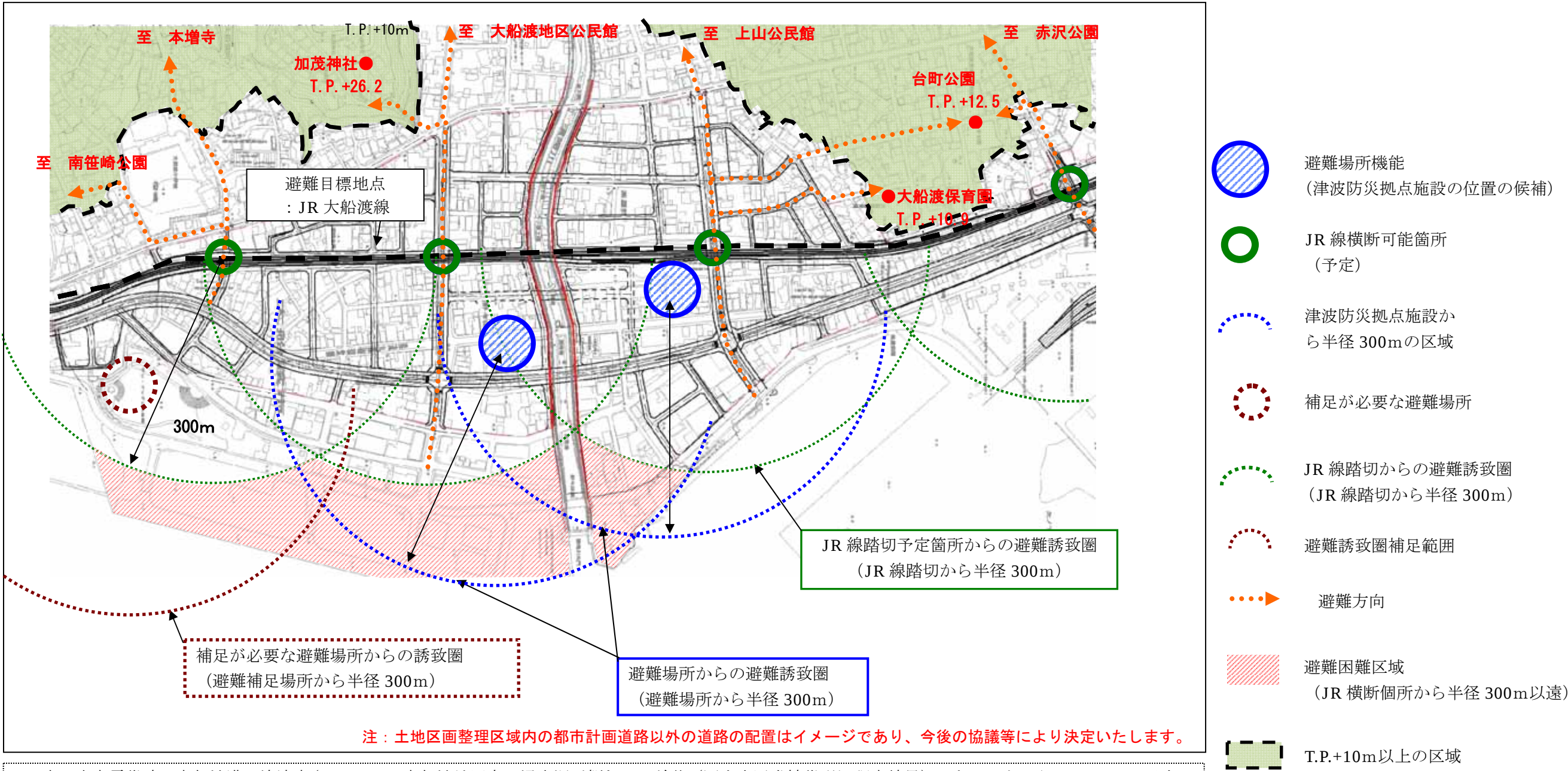
300m

■山側への避難誘致圏

- ・ JR 大船渡線から山側に避難するうえで、JR の横断予定箇所を都市計画道路及び大船渡小学校に連絡する市道の 4 箇所と想定した場合、埠頭部分で避難困難地域が発生いたします。
- ・ 津波拠点区域内の津波防災拠点施設等を避難場所とすることで、概ね埠頭部分は網羅いたします。
- ・ 埠頭部分に一部避難困難エリアが発生するため、臨港地区内にも避難場所が設置されると、より安全性が向上いたします。
- ・ より安全な避難を考えた場合、標高 10m 以上のエリア（今次津波による浸水高以上の範囲）への避難が考えられます。→

＜JR大船渡線から山側の避難上の課題＞
標高 10m以上のエリアに向かう避難経路上では、階段などのバリアフリー化が必要となります。また、山側での避難目標地点となる公共施設等は、耐震性を確保しているとともに、避難者を収容・救護する機能が必要となり、特に、乳幼児、高齢者など災害弱者への対応が重要となります。

JR 大船渡線の横断箇所（予定）位置からの避難誘致圏

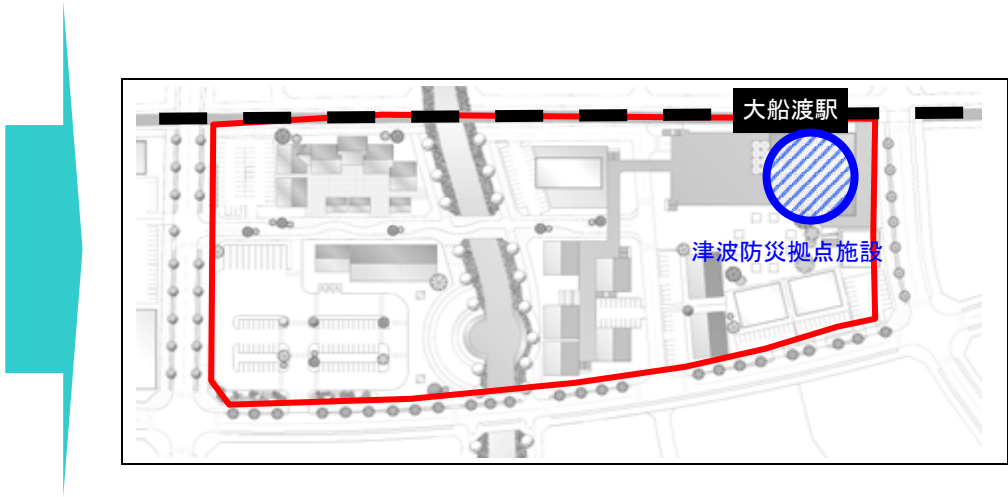


- ・ 東日本大震災時の大船渡港の津波高さは 9.5m、大船渡地区内の浸水深が概ね 8 m 前後（国土交通省被災現況調査結果）であることから、T.P.+10m 以上の位置にある公園、公民館など公共施設等に至る JR 踏切からの経路の方向を図示しております。

②津波防災拠点施設の果たすべき機能と配置の検討

津波防災拠点施設は、災害時の都市機能を維持し、防災活動拠点として機能することが必要となります。
そのため、山側への避難の容易性、災害時の広域交通機能の確保、応急活動の容易性、平常時の利便性、津波防災拠点施設の整備完成までの時間の観点から、配置を検討いたします。
なお、津波復興拠点支援施設は、地域活力の復興のための活動の拠点となる公共施設であることから、災害時に津波防災拠点施設を補完する施設として、津波防災拠点施設に隣接して設置することといたします。

配置検討の観点	
山側への避難の容易性	JR 線の横断箇所に近いこと
広域交通機能の確保	浸水しない位置にある鉄道と幹線道路が利用可能であること
応急活動の容易性	山側との連携による応急活動ができる位置にあること
平常時の利用者の利便性	鉄道、バスなど公共交通を結節できること
整備完成までの時間	早期整備が可能な先行地区内にあること



津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の配置（案）

津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の配置を、鉄道駅と一体的な整備が可能となる、先行地区の須崎川北側街区に設定する。



2) 津波復興拠点区域内の道路等の配置方針について

津波復興拠点の交通動線の想定

- ・ 津波復興拠点区域は、JR 大船渡線、幹線道路に囲まれており、広域的なアクセス性があります。
- ・ 津波復興拠点には、外周の幹線道路を通じて自動車交通が発生いたします。
- ・ JR 大船渡線の西側は住宅地として整備し、JR 大船渡線の東側は産業系土地利用を推進するため、津波復興拠点区域へは、JR 線を横断する幹線道路が山側の住宅地からの歩行者の流れと、海側の商業・産業等の土地利用を図るゾーンに誘致する事業所からの歩行者の流れが発生すると考えられます。

津波復興拠点の道路配置の視点

- ・ 商業業務地としての利便性を高めるため、鉄道、幹線道路、港湾といった広域的なアクセス性を活かし、交通結節機能を確保する必要があります。
- ・ 津波復興拠点に出入りする自動車交通を、円滑に処理する必要があります。
- ・ 拡大する区域、拠点内の各施設が、一団の津波防災拠点市街地形成施設として機能するための動線を確保する必要があります。
- ・ 山側の住宅地からの人の流れ、海側の産業用地からの人の流れをスムーズに受け入れ、災害時の避難動線として機能する歩行者動線を確保する必要があります。

上記の視点から道路の配置方針を検討いたします。

道路の配置方針（案）

●津波拠点区域への進入動線の確保

- ・ 広域的な幹線道路から津波防災拠点区域に整備される各種施設へアクセスするための道路を確保し、利用者の利便性向上と搬入動線等の確保を図る。

●交通広場の確保

- ・ JR 大船渡線大船渡駅と、路線バス、高速バス、タクシーなどの公共交通の結節点となる交通広場を確保し、広域から訪れる来街者の利便性を高める。

●津波拠点の一体性の確保

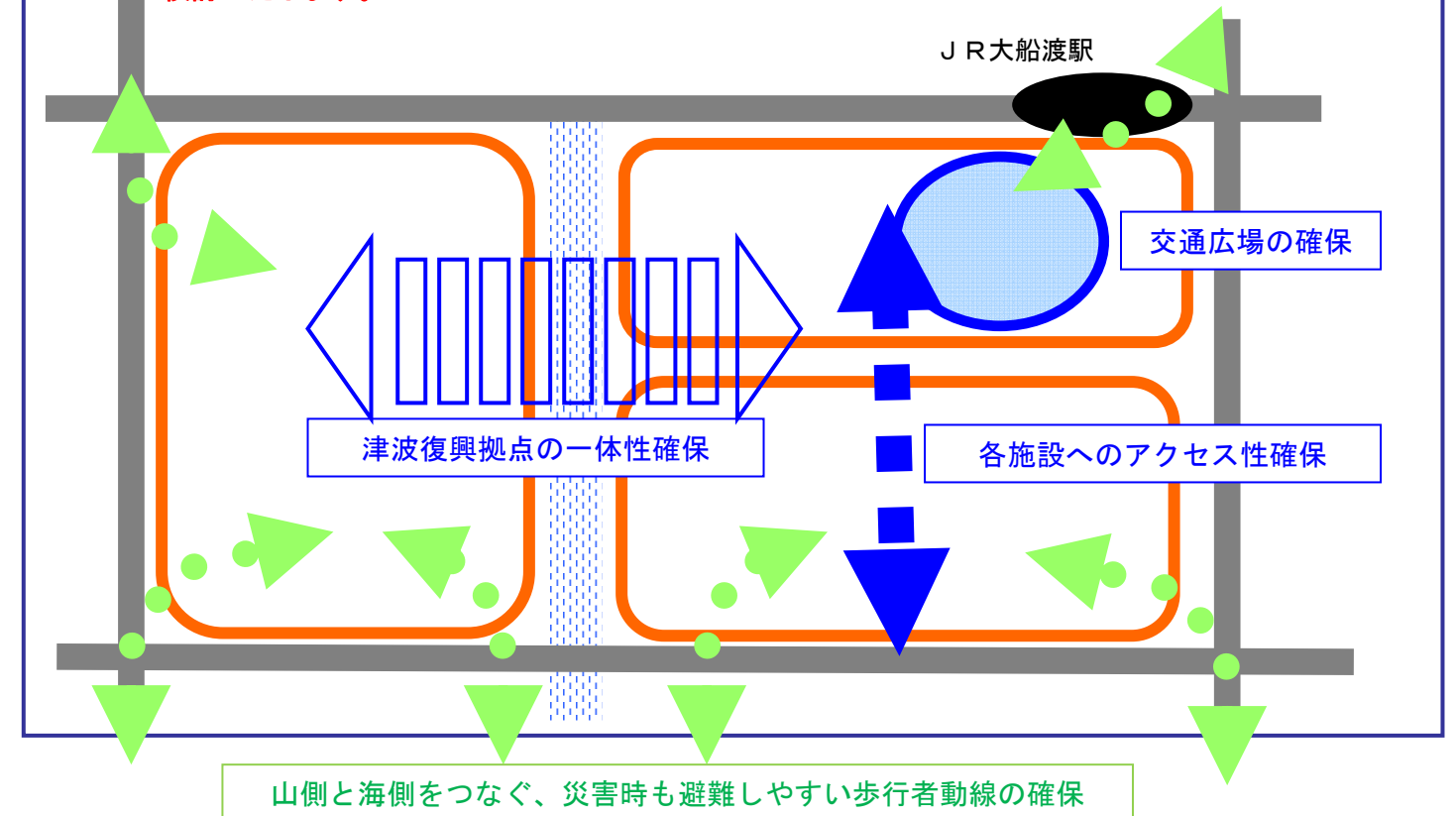
- ・ 須崎川で分断される2つのブロックを連絡し、一団の津波防災拠点としての一体性を確保する。

●山側からの歩行者と海側からの歩行者の流れが自然に交わる歩行者動線の確保

- ・ 山側からの歩行者動線と海側からの歩行者動線を津波復興拠点内に呼び込むことで、歩いて訪れやすく、災害時に安全な山側へ避難しやすい歩行者動線を確保する。

道路の配置方針

※ 道路や交通広場の具体的な位置や規模、歩行者動線は、配置する施設の位置や規模等に鑑み、検討いたします。



3) 大船渡駅周辺地区のグランドデザインについて

①土地利用計画（案）に寄せられた提言と土地利用の方針

- ・ 商工会議所要望書には、市が検討してきた大船渡地区全体の土地利用計画（案）への提案があり、要望書の内容を受け、土地利用計画について検討いたします。

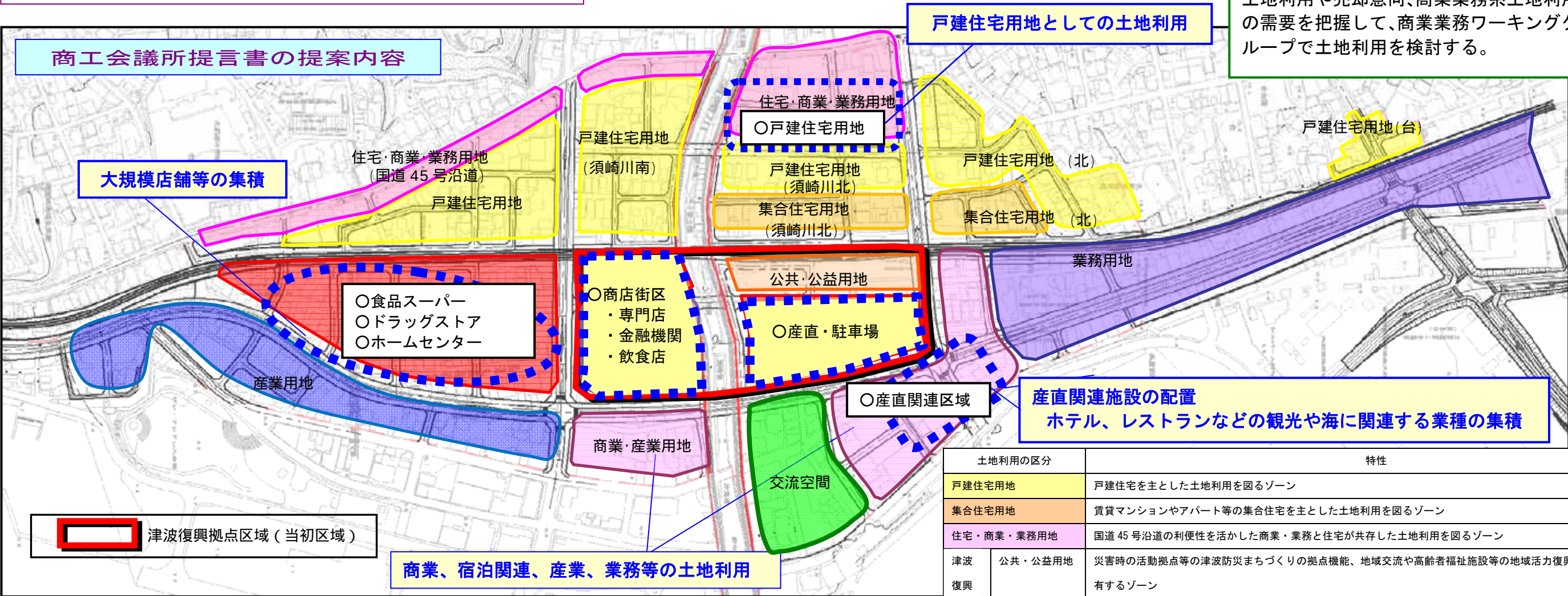
・ 大船渡駅周辺地区全体のグランドデザインの検討に向けて、今回のワーキングでは、土地利用計画（案）、津波復興拠点区域の拡大、地区の交通特性について整理します。今後、地区の現況や上位関連計画、津波復興拠点の具体的検討等をふまえて、グランドデザインを策定いたします。

- 【商工会議所提言書で寄せられた土地利用への提案】
- ・ 広域型の商業核である産直センターと、地域型の商業核である食品スーパーなどの大型店を南北に配置し、その間に商店街区を配置する。
 - ・ 大型店の津波防災拠点の当初検討区域の南側に集積する。
 - ・ 県道を挟んだ隣接街区に、観光や海に関連する業種を集積する。
 - ・ 山側の面的な住宅・商業・業務用地を、戸建住宅用地とする。

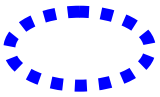
- 【商工会議所要望書で寄せられた土地利用への提案の基本方針】
- ・ JR 線から山側は住宅地としての土地利用を中心とする。
 - ・ JR 線から海側は商業・業務・観光に係る土地利用を集積する。

JR から山側の土地利用方針
津波による浸水の危険がない土地に住宅用地を確保して定住人口の増加を図るため、住宅地としての土地利用を図る。

JR から海側の土地利用方針
商業業務、観光、水産業等産業系土地利用を誘導するものとし、海側の土地所有者の土地利用や売却意向、商業業務系土地利用の需要を把握して、商業業務ワーキンググループで土地利用を検討する。



※ベース図は市が検討している土地利用計画（案）



商工会議所要望書の大船渡駅周辺地区の土地利用計画にかかる提案

土地利用の区分		特性
戸建住宅用地		戸建住宅を主とした土地利用を図るゾーン
集合住宅用地		賃貸マンションやアパート等の集合住宅を主とした土地利用を図るゾーン
住宅・商業・業務用地		国道 45 号沿道の利便性を活かした商業・業務と住宅が共存した土地利用を図るゾーン
津波復興拠点区域	公共・公益用地	災害時の活動拠点等の津波防災まちづくりの拠点機能、地域交流や高齢者福祉施設等の地域活力復興の活動拠点機能を有するゾーン
	商業用地	復興を先導し、地域の賑わいを演出する、商店街等の商業機能や事務所等の業務機能が集積するゾーン
	観光施設用地	復興を先導する観光・交流の拠点機能を有するゾーン
水産・商業高度化等計画的利用用地		企業誘致等により、産業の振興や雇用機会の創出に寄与する、水産業、商業等の土地利用を図るゾーン
商業・業務用地		賑わい軸となる幹線道路や県道丸森権現堂線の利便性、公共・公益用地、商業用地、交流空間に隣接した立地を活かし、商業、宿泊関連、業務等の土地利用を図るゾーン
商業・産業用地		観光施設用地、大船渡港、産業用地に隣接した立地を活かし、商業、宿泊関連、産業等の土地利用を図るゾーン
業務用地		県道丸森権現堂線沿道の利便性を活かし、主として業務系の土地利用を図るゾーン
産業用地		大船渡港、大船渡魚市場への近接性を活かし、主として水産業、工業など産業系の土地利用を図るゾーン
交流空間		大船渡湾や須崎川の景色・景観を活かし、来訪者等の交流空間となる公園を中心としたゾーン

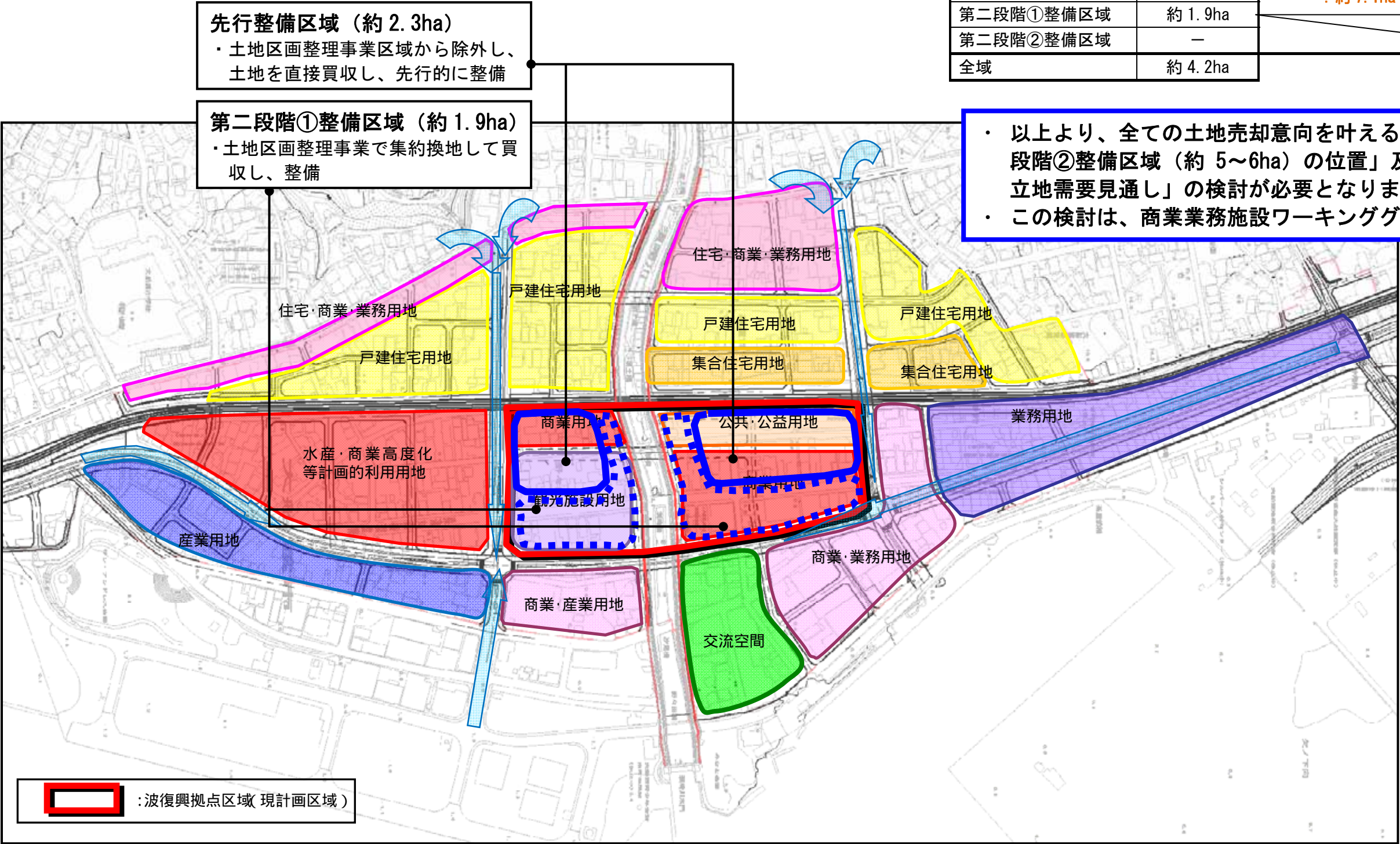
②津波復興拠点区域の拡大について

- 津波復興拠点区域の拡大にあたっては、土地所有者の土地売却意向を踏まえ、土地区画整理事業や土地利用計画との整合、立地需要の見通し等を検討し、決定いたします。
- 現計画の区域は、J R 大船渡線と都市計画道路に囲まれる区域（約 4.2ha）とし、以下の区域からなります。
 - 土地区画整理事業区域から除外した上で、土地を直接買収し、先行的に整備する区域（約 2.3ha）：先行整備区域
 - 売却意向のある土地を土地区画整理事業により集約換地した上で、買収し、整備する区域（約 1.9ha）：第二段階①整備区域
- 土地売却意向調査（平成 24 年 12 月実施）の結果、売却意向のある土地は、約 7.1ha（換地ベース）と想定でき、現計画の約 1.9ha（第二段階①整備区域）を約 5.2ha（第二段階②整備区域）上回りました。

JR の海側の土地の売却意向（平成 25 年 4 月 8 日現在）

	現計画	売却意向土地 : 約 7.1ha	売却意向調査による
先行整備区域	約 2.3ha		約 2.3ha
第二段階①整備区域	約 1.9ha		約 1.9ha
第二段階②整備区域	—		約 5.2ha
全域	約 4.2ha		約 9.4ha

- 以上より、全ての土地売却意向を叶えるためには、「拡大となる第二段階②整備区域（約 5～6ha）の位置」及び「全域（約 9～10ha）の立地需要見通し」の検討が必要となります。
- この検討は、商業業務施設ワーキンググループで実施いたします。



③ 大船渡駅周辺地区の交通特性について

- 大船渡駅周辺地区は、幹線道路、補助幹線道路、JR 大船渡線に囲まれた、広域的な交通アクセスに恵まれた立地となっております。

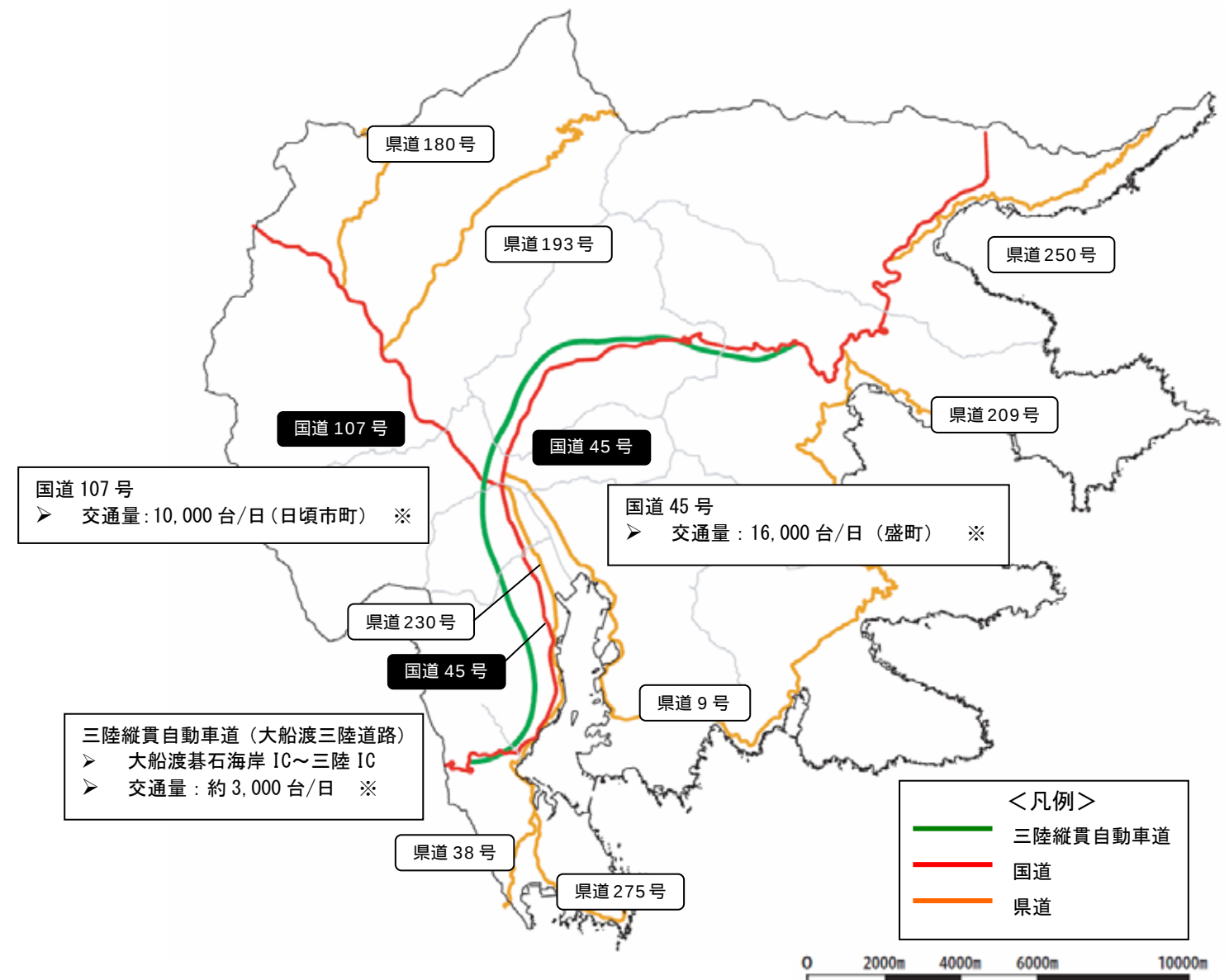
■鉄道

- 新幹線主要駅からの所要時間は、「一ノ関駅⇄大船渡駅」間で約 130 分である（被災前）。
- JR 大船渡線は「一ノ関駅⇄気仙沼駅」間は復旧しており、「気仙沼駅⇄盛駅」間を BRT で仮復旧した（平成 25 年 3 月 2 日開通）。
- 三陸鉄道南リアス線は「盛駅⇄吉浜駅」間の 21.6Km は復旧した（平成 25 年 4 月 3 日開通）。残りの「吉浜駅⇄釜石駅」間(15Km)は平成 26 年 4 月開通を目指す。



■広域幹線道路

- 東北自動車道から大船渡市への所要時間は、以下の通り。
 - 一関 I.C⇄大船渡市 約 100 分（国道 284 号、国道 343 号線、国道 45 号線経由）
 - 水沢 I.C⇄大船渡市 約 85 分（国道 397 号線、国道 107 号線経由）
 - 北上・江釣子 I.C⇄大船渡市 約 95 分（国道 107 号線経由）
- 三陸縦貫自動車道は、復興道路として仙台⇄八戸間 359 km の整備が進められている。
 - 三陸 I.C（仮称）⇄基石海岸 I.C 大船渡三陸道路は L=17.6 km 供用済
 - 基石海岸 I.C⇄月岡 I.C 高田道路は一部 L=3.4 km 供用済
 - 月岡 I.C ⇄陸前高田 I.C 高田道路は残り L=4.1 km 平成 25 年度開通予定
 - 三陸 I.C（仮称）⇄吉浜 I.C（仮称） L=約 3.6 km は平成 19 年事業化
 - 吉浜 I.C（仮称）⇄釜石中央 I.C L=約 14 km は平成 23 年事業化



※交通量は、2005 年度調査結果（国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所 大船渡維持出張所 HP）による

■鉄道、道路の復旧状況

【JR大船渡線】

- ・JR大船渡線は気仙沼～盛間で運休していたが、BRT（バス高速輸送システム）で平成25年3月2日から仮復旧しています。
- ・運行本数は陸前高田～盛で上り26本・下り25本、気仙沼～盛で上り11本・下り12本

大船渡線BRTの運行ルート(2013.3.2開業時点) 【別紙1】



【三陸鉄道南リアス線】

- ・三陸鉄道南リアス線の盛～吉浜の区間は、平成25年4月3日から運転を再開しました。
- ・運転本数は7往復、所要時間41～50分



運転再開する南リアス線新型車両（出典：三陸鉄道HP）

【復興道路・復興支援道路】



- 平成 23 年 11 月 21 日に第三次補正予算が成立し、国は三陸沿岸道路(三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道)を「復興道路」として、また、宮古盛岡横断道路(宮古～盛岡)、東北横断自動車道釜石秋田線(釜石～花巻)、東北中央自動車道(相馬～福島)、を「復興支援道路」として、新たに 224 kmを事業化しました。
- 復興道路、復興支援道路の整備により、大船渡市は高速道路による広域自動車交通の利便性が高まるとともに、仙台空港、花巻空港とのアクセス性が向上します。

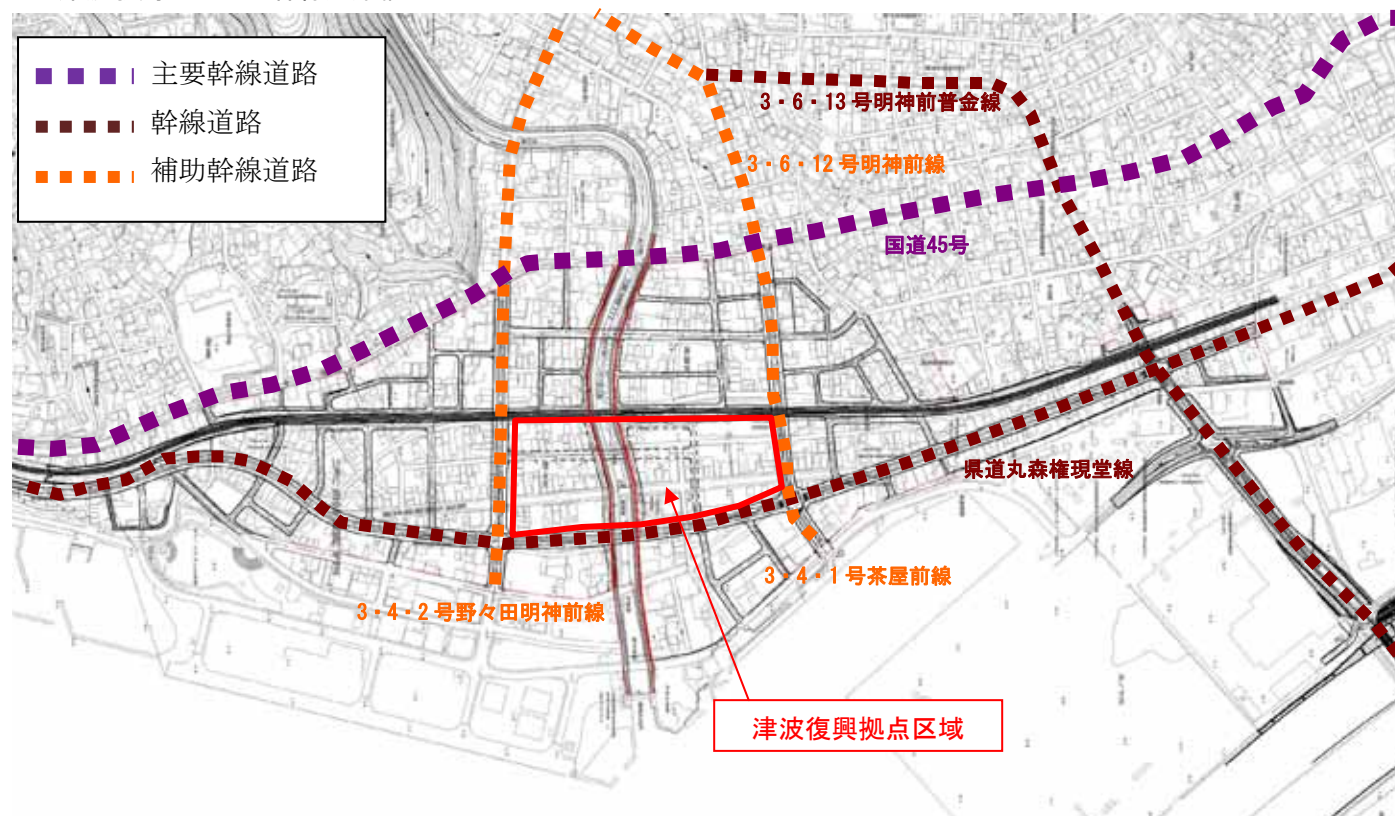
■大船渡地区津波復興拠点区域周辺の幹線道路

- ・津波復興拠点区域周辺の幹線道路網は、下図のとおりとなっております。
- ・津波復興拠点は県道丸森権現堂線に接し、国道 45 号からのアクセスが南北に確保されているため、広域的な幹線道路からの自動車交通の利便性に優れています。
- ・県道丸森権現堂線は、土地区画整理事業によって現状の線形が改修されるため、より安全な道路として利用することができるようになります。
- ・また、これらの道路は歩道が整備されることから、安全に歩くことができる歩行者動線として捉えることができます。

道路の段階構成

	道路の機能	該当する道路	計画幅員
主要幹線道路	岩手県内の骨格を形成し、また県外も含む広域的な交通流動を受け持つ道路	国道 45 号	—
幹線道路	主要幹線道路を補完し隣接都市との連絡軸及び都市内の骨格を形成する道路	県道丸森権現堂線	20m
		3・6・13 号明神前普金線（旧盛川川口橋線）	11～15m
補助幹線道路	幹線道路を補完すると共に、市街地内での基本的なまとまりとなる居住環境区を形成する道路	3・4・1 号茶屋前線 3・4・2 号野々田明神前線	20m

大船渡駅周辺地区の幹線道路網



④大船渡市周辺地域の商業動向

- ・大船渡市周辺地域の商業や観光にかかる動向を、以下に整理いたします。

大船渡市周辺地域の商業展開



【釜石市】

- ・釜石市復興まちづくり計画では、主要施策として「商業と交流空間の機能的展開」を掲げており、中心市街地における新たな商業拠点空間づくりの検討や、新魚市場整備に基づく浜のにぎわい交流空間づくりの検討、他地域においてはインターチェンジと連動した沿道型物産販売所の整備等、各地域の特性を生かしたにぎわい創出の機能的展開を図るとしている。
- ・被災した臨海部に、大型ショッピングセンターの出店が計画されている。

＜計画概要＞ (仮称) イオンタウン釜石
店舗面積約 54,155 m² 3 階建
平成 25 年 11 月開店予定

【陸前高田市】

- ・国道 340 号付近にスーパー、仮設商店街「未来商店街」が立地している。
- ・復興計画では、「高田・今泉地区」において、公共施設等として、「うごく七夕」ロードやまつり広場（道の駅など）の整備、市日の復活を図る、としている。
- ・土地区画整理事業が予定されている高田地区の土地利用計画（案）では、ロードサイト型の商業（大規模）用地が 13.7ha、商業（小規模）用地が 5.5ha 計画されている。
- ・臨海部には「高田松原津波復興祈念公園」（面積約 124.2ha）が計画されている。

【気仙沼市】

- ・国道 45 号等の沿道には、被災前から大型ショッピングセンターなどが立地し、ロードサイド商業エリアが形成されていた。
- ・被災地には仮設商店街「復興マルシェ」、「気仙沼復興商店街・南町紫市場」、「復興屋台村・気仙沼横町」が立地している。
- ・復興計画では「まちづくりを牽引する商工業の推進」「地域資源の魅力を生かした観光の展開」が掲げられている。
- ・内陸部に大規模小売店舗が平成 25 年 6 月に開店予定。

＜計画概要＞ クリエみうら松川前 SC
店舗面積約 3,771 m²

5 . 行政施設ワーキング、商業業務ワーキングでの検討について

1) 行政施設ワーキングの検討について

提案されている津波復興拠点に導入する機能と、それぞれの内容に該当すると考えられる検討の主体（案）を、次に示します。

検討の主体となった所管課は、各機能の導入の実現性、必要となる床面積や設備、実施にあたっての課題等を検討し、次回のワーキングに報告するものといたします。

◆「大船渡地区津波復興拠点 整備に向けての提言書」提言内容と検討主体（案）
◎主管課

機能	施設や仕組み	検討の主体（所管課）
安全・安心を確保するための防災機能の例		
避難機能	避難路となる広幅員道路の整備と無電柱化 幹線道路の横断に配慮した動線の確保 山側や幹線道路への出入口 避難経路のバリアフリー化 わかりやすい避難誘導サイン、誘導灯 災害時の出入口を確保した駐車場 まち歩き・避難マップ	◎防災管理室 建設課 住宅公園課
輸送機能	ヘリポート	◎防災管理室、消防署
情報収集伝達機能	展望室 衛星電話などの通信手段	◎防災管理室、消防署
避難所機能	避難所となる屋内空間 高齢者、障がい者・障がい児、妊産婦、乳幼児など災害弱者へのケア空間 感染症患者へのケア空間 マンホールトイレなど災害時にすぐ使用でき、災害弱者に対応したトイレ	◎地域福祉課 保健介護センター 防災管理室
備蓄機能	飲料水、食糧、物資などの備蓄	◎防災管理室
応急救護機能	医療モール、薬局	◎国保年金課、保健介護センター
ライフライン維持機能	マイクログリッドシステム	◎環境未来都市推進室 防災管理室
平常時の学習機能	防災資料室、シアター 研修室、体験学習室 常駐の防災アドバイザー	◎防災管理室 生涯学習課
早期再建と顔づくりのための機能の例		
早期再建推進機能	大規模店舗 官民の連携と役割分担による整備 身の丈にあった規模設定 貸し店舗など開業したい事業者が参画できる仕組み	◎商業観光課
景観機能	まちの顔、まちの軸の設定 大船渡らしい景観形成のためのガイドラインやデザインコード 花やみどりの季節感を演出する植栽（桜並木、椿、良好な維持管理など） ランドマークの整備 客船からの眺望を意識した景観形成	◎住宅公園課 商業観光課 港湾経済課
環境共生機能	マイクログリッドシステムの導入 再生エネルギーの活用 建物の省エネ化	◎環境未来都市推進室 住宅公園課

機能	施設や仕組み	検討の主体（所管課）
多世代が楽しめる拠点の形成に向けた機能の例		
交流支援機能	多目的スペース カルチャーセンター、文化活動を行う施設 工芸品や市民の作品などの展示スペース イベントスペース 学生の自習スペース、図書室 軽運動場、トレーニングルーム キッズルーム、児童遊園（遊び場） 相談窓口（子育て、妊産婦など） ベンチなど休憩施設	◎企画調整課 生涯学習課 地域福祉課 住宅公園課
移動円滑機能	バリアフリー化歩車共存の道路 施設を利用する際の利便性の高い位置への駐車場確保 アーケードのような、雨天でも買物しやすい空間（天候への配慮）	◎地域福祉課 建設課
日常利用を高める魅力づくりのための機能の例		
商業・業務機能	食材、生活雑貨などを扱う商店 金融機関 医療施設、調剤薬局 マタニティ・ベビー用品店 本・レンタルビデオ、家電販売店 アミューズメント施設、映画館	◎商業観光課
行政機能	住民票や印鑑証明の交付など簡単な行政手続きができる仕組み 交番	◎市民生活環境課
福祉機能	託児・託老所 だれでもトイレ	◎地域福祉課
広域的な来訪者を誘導する魅力づくりのための機能の例		
交通機能	駅、バスステーション（高速バス、コミュニティバス） タクシー乗り場 レンタサイクル 商業施設の規模に適した台数の駐車場 ガソリンスタンド 鉄道やバスの定期券販売所	◎商業観光課 建設課 住宅公園課
観光機能	海や魚など地場の特産品を売る店 宿泊・研修施設 イベントスペース モニュメント 災害の記憶を残す資料などの展示 温浴施設 グラウンドやランニングコースなどのある運動公園 観光案内所 拠点区域内の回遊性を生み出す施設配置とまち歩き・避難マップ	◎商業観光課 水産課 農林課 防災管理室 住宅公園課

◆商工会議所の提言内容と検討主体（案）

機能	施設や仕組み	検討の主体（所管課）
景観機能	メインストリートを持った市街地形成 街並み、景観形成街並み、景観形成の為の条例整備	◎大船渡駅周辺整備室 住宅公園課
交通機能	幹線道路網の整備	◎大船渡駅周辺整備室 建設課
	使いやすい駐車場整備	◎大船渡駅周辺整備室 住宅公園課
避難機能	区域内の土地の嵩上げの計画通りの実行	◎大船渡駅周辺整備室
	避難経路、誘導等、万全の避難対策	◎防災管理室 大船渡駅周辺整備室

◆大船渡市議会の提言内容と検討主体（案）

機能	施設や仕組み	検討の主体（所管課）
防災機能	災害に強い駅周辺の再開発に取り組む	◎防災管理室 大船渡駅周辺整備室 商業観光課
商業機能	夢商店街エリアの意向の重要視と早期確定 大型店舗と金融機関を拠点整備周辺に計画	◎大船渡駅周辺整備室 商業観光課
交通機能	JR大船渡線のBRTによる仮復旧の早期実現と最終的な鉄 路での早期復旧 路線バスの適切な路線変更	◎商業観光課

啓発機能を有する防災活動拠点事例

- ・事例等に基づく施設計画のたたき台を作成しながら、検討を具体化していきます。

■津波に備える知識を広く知ってもらう施設と避難所の事例 「福良港津波防災ステーション」	
	
概要	津波に備える知識を広く知ってもらう施設として計画されました。 福良港は東南海・南海地震津波により、甚大な被害が発生すると予測されています。 この施設は、「津波の力を知る」「日頃から津波に備える」というテーマで、津波に対する防災意識を持ってもらう学習室を設置しています。また、地域の交流活動を通して広く防災ネットワークを作り、地域防災拠点として利用されています。
用途／対象	海岸保全施設／地域防災拠点
建築主	兵庫県淡路県民局
所在地	兵庫県南あわじ市福良甲 1528-4
竣工年月	平成 22 年 3 月
構造／規模	鉄骨鋼板構造　／　地上 2 階建て　（震度 7 に耐える耐震構造）
敷地面積	8,501.70 m ²
建築面積／延床面積	310.04 m ² ／　375.61 m ²
避難収容人数	300 人以上（MAX500 人：1 m ² /人）
機能	○1 階：70.72 m ² ・エントランス、ホール ○2 階：289.54 m ² ・防災学習室、常時展示スペース、中央施設制御室（開放型）、機械・電気室 ※感じる：プロログシアター 知る　：オリエンテーションコーナー ※防災学習室(95m2)、屋上（310m2）を緊急避難スペースとして開放　制御室（96m2）を含めると一次避難地として 300 人以上（MAX500 人）の収容可能。 ◇夜間は、緊急情報受信時に施錠解除 ◇収容人数分の水等を備蓄 ◇予備電源：ディーゼル発電機
着目点	・津波の外力を受け流す形状を意識してデザインされた建物です。 ・津波学習機能と避難場所機能で、構成されている施設です。 ・津波浸水が想定されるエリアに建設されています。 ・2011 年日本建築家協会賞受賞作品です。

2) 商業業務ワーキングの検討について

- ・ 商業業務ワーキングでは、土地所有者の土地売却意向や事業者の出店意向等を踏まえ、「拡大となる第二段階②整備区域（約 5～6ha）の位置」及び「全域（約 9～10ha）の立地需要見通し」を検討いたします。
- ・ 事務局では、津波復興拠点区域内への商業集積のボリュームや、大船渡駅周辺地区内での商店街の再生を検討する資料を得るために、事業者ヒアリングを実施しております。

■事業者ヒアリングの概要

- ・ 実施時期
平成 25 年 4 月 2 日（火）～22 日（月）
- ・ 実施主体
大船渡市商業観光課・土地利用課・大船渡駅周辺整備室
大船渡商工会議所
- ・ 実施方法
対象 291 社に対しヒアリングシートと個別面談案内状を送付し、個別面談時にヒアリングシートを確認

大船渡駅周辺地区 事業者ヒアリングシート

ヒアリング日時	平成 25 年 4 月 日 () 時 分～ 時 分			
ヒアリング場所	担当者：			
ヒアリング対象	事業所名：			
	来訪者役職・氏名：			
	住所：	TEL：		
	業種：	グループ補助申請：		
	所属団体：	有 無		
問 1 営業再開意向	1. 再開した			
	a. 本設で再開			
	b. 仮設で再開			
	c. テナントで再開			
	2. まだ再開していない			
	a. 8 月頃までに再開			
	b. 12 月頃までに再開			
	c. その他 ()			
	d. 未定			
	3. 廃業した・廃業予定			
	(理由)			
	問 2 今後希望する 営業場所	1. 大船渡地区内		
a. JR から海側				
(理由)				
b. 津波復興拠点区域				
	(理由)			
	c. JR から山側			
	(理由)			
	2. 大船渡地区外の市内			
	3. 市外			
	4. 未定			
	問 3 津波復興拠点区 域内の希望場所	1. 先行区域の商業業務施設用地 (Bブロック)		
		2. 売却意向のある土地を集約換地する区域 (Cブロック)		
3. 拡大区域 (※位置は未定)				
問 4 今後の土地や建 物の所有希望	1. 土地も建物も所有したい			
	2. 借地でよいが建物は所有したい			
	3. テナントがよい			
問 5 希望する事業所 の規模や必要駐 車台数	希望する建物面積 () 坪			
	内訳	商業床 () 坪		
	管理床 () 坪			
問 6 商店街の構成	必要駐車台数 () 台分			
	連携しやすい業種 ()			
	連携しにくい業種 ()			
	問 7 津波復興拠点に 望むイメージ戦 略			
自由意見				

大船渡駅周辺地区 事業者ヒアリング 面談補助シート

アンケート名簿 No.	事業所名：	担当者：	
グループ補助の 申請時期	第 () 次申請		
被災前の事業所 の土地の所有状 況	1. 自己所有		
	a. 会社名義 所有者の氏名 ()		
	b. 個人名義 共有者の人数 () 人		
	c. 共有名義 土地所有者の氏名 ()		
	住所 ()		
	3. テナント 建物所有者の氏名 ()		
	住所 ()		
	4. その他 ()		
被災前の事業所 の建物用途	1. 店舗、事務所などの専用建物		
	2. 店舗、事業所等と住宅が併用した建物		
	3. その他 ()		
	被災前の事業所 の規模	土地面積 () 坪・不明	
		建物面積 () 坪・不明	
バックヤード等の面積 () 坪・不明			
駐車場 面積 () 坪・不明			
	駐車台数 () 台		
問 2 で「1. 大船 渡地区内 a. JR から海側」に営 業場所を希望す る場合	JR から海側で希望する営業場所 ※希望する場所での出店・再開を決定するものではありません。		
事業所再建に係 る相談等	1. 業務用地		
	2. 商業・業務用地		
	a. 津波復興拠点北側の街区		
	b. 津波復興拠点東側の街区		
	3. 商業・産業用地		
	4. 産業用地		
	5. 水産・商業高度化等計画的利用用地		
	6. 決めていない		
	1. 運転資金・融資		
	2. 店舗、事務所等の確保		
	3. 業種の変更		
	4. 従業員問題		
5. 後継者問題			
6. その他 ()			
自由記録欄			